

平成30年度あきたの環境を考える体験事業  
企画提案競技実施要領

1 趣旨

本実施要領は、平成30年度あきたの環境を考える体験事業（以下「体験事業」という。）について、企画提案を公募し、総合的な審査により委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称及び概要

(1) 名 称

平成30年度あきたの環境を考える体験事業

(2) 内 容

小学生の親子を対象とし、環境教育に関する体験事業を実施する。詳細は、別添「平成30年度あきたの環境を考える体験事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日の日から平成31年2月15日（金）まで

3 選定委員会

企画提案競技の実施に当たっては、秋田県生活環境部温暖化対策課内に設置する平成30年度あきたの環境を考える体験事業業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、最優秀提案者を選定する。

4 実施要領及び仕様書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

公告の日から平成30年4月27日（金）午後5時まで

(2) 交付場所

事務局において交付するほか、県のウェブサイト（美の国あきたネット）からダウンロードすることができる。

5 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県内に主たる事務所（本店）を置く法人又は団体であること。

6 企画書等の提出手続き

(1) 提案件数は1者1提案のみとし、次の書類等を提出することとする。

① 企画書（別添様式第1号～2号）4部（正本1部、副本3部）

企画書は、A4版縦置き、横書き、左綴じ（両面印刷可）、10頁以内とする。

② 委託料積算書（別添様式第3号）4部（正本1部、副本3部）

(2) 企画書等の提出期限は次のとおり。なお、提出期限後における企画書の追加及び変更は認めない。

① 期 限 平成30年4月27日（金）午後5時必着

- ② 場 所 事務局
- ① 提出方法 郵送又は持参（F A X、電子メールでの提出は受け付けない。）

## 7 質疑照会

### (1) 提出方法

本企画提案及び仕様書等に対し質問がある場合には、質問票（別紙様式第4号）に記載の上、文書（電子メール、F A X可）にて、事務局まで送付すること。

電話による照会には応じない。電子メールやF A Xによって送付する場合には、確実に届いていることを事務局に電話で確認すること。

### (2) 受付期間

平成30年4月20日（金）午後5時まで

### (3) 質疑の共有

提出された質問については、事務局が受け付けた日から3日以内（土日祝日を除く。）に回答を整理して、県のウェブサイトに掲出する。

## 8 企画提案対象事業の予算上限額

### (1) 契約上限金額

832,703円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (2) 経費積算について

- ・旅費については、推進員等旅費、職員旅費及び温暖化対策課において行う事務打ち合わせに必要な交通費も含むこと。
- ・需用費については、体験事業実施に必要な機材及び各種事務用品等、委託業務実施に必要なものも含むこと。
- ・役務費については、郵便料金、電話通信料等、参加者及び県との連絡調整に必要なものも含むこと。
- ・人件費については、県等との連絡調整など委託業務実施に必要な事務処理に係るものも含むこと。

## 9 委託契約候補者の選定

### (1) 選定方法

選定委員会において、企画書の内容を審査し、最も優れていると認められた者を契約候補者として選定する。また、必要と認められる場合は選定委員会において、提案者からヒアリングを行うことがある。なお、選定された者が辞退するか、5の要件を満たさなくなった場合は次点の者とする事ができる。

### (2) 審査事項

最優秀者を選定する際に審査する事項及び配点は、次のとおりとする。

- ① 業務を履行する能力・体制 40点
- ② 事業の理解度及び企画書の内容の的確性 50点
- ③ 業務の履行に係る経費の額 10点

### (3) 選定の時期

最終的な委託候補者の選定は、平成30年5月上旬を目途に行う。

### (4) 選定の結果の通知

選定の結果については、書面により速やかに通知する。

## 10 委託契約の締結

### (1) 契約内容

採択された提案を提出した者と、予算額の範囲内で契約条件を協議の上、委託契約を締結する。

### (2) 契約保証金の取扱

受託者は、秋田県財務規則第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号により、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

### (3) 作成部数

契約書は2通作成し、秋田県及び受託者双方各1通保有する。

### (4) 作成費用

契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

## 11 事務局

本企画提案競技に関する事務局は、以下に置く。

秋田県生活環境部温暖化対策課 環境活動推進班

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1560

FAX 018-860-3881

電子メール en-ondanka@pref.akita.lg.jp

## 12 その他

(1) 提出された企画書等は、返却しない。

(2) 企画書等の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は、選考を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。

(4) 提出された書類は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）に基づく情報公開の対象となるが、同条例第6条第1項各号に掲げる事項については非公開となる。

(5) この要領に定めのない事項については、選定委員会が決定する。